学校法人会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料

■ 学校法人及び学校法人会計の特徴

学校法人は、一般事業会社のように営利事業を行わず、基本的には教育・研究という公共性の高い非営利事業を行っております。学校法人は、永続的な教育の提供を行うことが使命であり、それは収支が均衡していなければ行うことはできません。そのため、学校法人の目的は、設置運営する学校の永続的な維持及び発展と教育研究活動の円滑な遂行を実施することです。

学校法人の収入の大半は、学生生徒等納付金及び補助金となっております。学生生徒等納付金については、学校法人が自由に設定し稼得することが困難であり、補助金については、公共性の高い資金となっております。また、学校法人の支出である教育研究活動関係の支出については、教育研究活動の維持発展のために支出を削減することが困難な点があります。そのため、学校法人は、財政状態・経営状況を的確に把握し、健全な経営を実施することや、補助金の交付を受けている場合には、交付を受けた補助金の執行状況を適正に示すために、学校法人会計基準に従い計算書類を作成します。また、学校法人の収入が固定的であることから、収入を計って、できるだけ支出を制限して収支の均衡を実現しなければいけないことから、予算の作成が義務付けられている点も学校法人会計の特徴となっております。

■ 学校法人会計と企業会計の主な相違点

企業会計が適用される一般事業会社が利益の追求を目的としているのに対し、学校法人会計が適用される学校法人は教育研究活動の永続的な実施を目的としています。この違いが計算書類に表れており、企業会計では、損益計算書の作成が求められているのに対し、学校法人会計では事業活動収支計算書の作成が求められております。損益計算書は経営成績を明らかにすることを目的としておりますが、事業活動収支計算書は収支の均衡状態を表すことを目的としている点が主な相違点となっております。